

名古屋市農業委員会 令和5年第5回総会 議 事 録

- 開催日時 令和5年5月25日（木） 開始：午後2時00分、終了：午後3時25分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	15 人
定 足 数	8 人	出 席 数	14 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局長、事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、
中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（係長級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第39号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第40号議案 農地法第 4条の規定による許可申請について

第41号議案 農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について

第42号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第43号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第44号議案 相続税の納税猶予に関する適格者証明について

第45号議案 生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第 1条の規定による意見聴取について

第46号議案 特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

第47号議案 農用地利用集積計画の決定について

第48号議案 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4条第 3項の決定について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

(4) その他

(5) 閉会

令和5年第5回総会 委員出欠状況

出席農業委員（14名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	原 田 晴 充 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	阪 野 文 明 委員	6 番	石 田 正 彦 委員
7 番	川 本 美 幸 委員		
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 利 久 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員		
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	野 間 利 和 委員
1 5 番	安 井 勝 春 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 7 番	森 國 晃 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	木 村 幸 廣 委員
2 1 番	大 島 誠 委員	2 2 番	伊 藤 正 幸 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	竹 川 孝 司 委員
2 7 番	服 部 勇 夫 委員	2 8 番	安 井 秀 樹 委員

令和 5 年第 5 回総会（令和 5 年 5 月 25 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 5 年第 5 回総会を始めさせていただきます。 会議に先立ちまして、資料の一部に誤りがございましたので、申し訳ありませんが訂正をさせていただきたいと思えます。報告（1）農地転用届出等処理報告の 58 ページをご覧くださいだけです。でしょうか。 58 ページの「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」ですが、正しくは「引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願について」を報告させていただく予定でした。 差し替えの資料を配付させていただいておりますので、お手数ですが、報告（1）「農地転用届出等処理報告」の際は差し替えの資料をご覧くださいますようお願いいたします。 以上、お詫びの上、訂正をさせていただきます。申し訳ございません。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 5 年第 5 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。久しぶりに皆さんの顔が揃いましてよかったですね。 それでは、本日の議案といたしまして、第 39 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第

48 号議案「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について」までの 10 議案の審議を行います。また、報告事項を 1 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。

限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 15 人中 14 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、清水久一委員及び原田晴充委員の両委員をお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まず始めに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 39 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 2-1 について、19 番、若松委員、お願いいたします。

若松委員	受付番号 2-1 について、5 月 9 日に、箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 本件は譲渡人が申請の農地を相続しましたが、管理ができなくなったため、隣の農地を所有している、譲受人に売却を希望し、譲受人も農地を拡張して利用したいと希望を受け入れ、双方が合意に至り申請されたものです。 申請地は畑で、耕作準備中であり、隣の農地と同様にミカンを栽培する予定で、適正に管理していくと申されています。また、譲受人の所有農地は、全て良好に管理されています。 許可することにつきまして何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭）委員	受付番号 3-1 の農地につきまして、5 月 10 日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-1 は、譲渡人が廃業のため本農地の売却を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。 申請地である中川区福島一丁目 1 筆は田で、耕作準備中の状態でした。 また、譲受人世帯の所有地はすべて良好に管理されており、申請地についても、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。 以上につきまして、許可することについて、何ら問題はない

	と思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-1 につきまして、木村推進委員さんと事務局職員で、5 月 8 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が営農規模縮小のため、営農規模拡大を希望する譲受人に農地を譲渡するために許可申請されたものです。 申請地の港区藤高四丁目の 1 筆は畑で、耕作がされていない状況でしたが、一応管理はされておりました。 なお、譲受人の現在所有する農地について、市内については現地確認し、愛西市、弥富市内のものについては、各農業委員会に営農状況を確認したところ、いずれの農地も適正に管理されていました。権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-2 及び 4-3 について、15 番、安井委員お願いいたします。
安井（勝）委員	受付番号 4-2 及び 4-3 につきまして、竹川推進委員さんと事務局職員とで、5 月 9 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-2 及び 4-3 は、いずれも譲渡人が営農規模縮小のため、営農規模拡大を希望する譲受人に農地を譲渡するために許可申請されたものです。 受付番号 4-2 の港区小川二丁目始め 9 筆は田で、田植え後

の状況で、港区小川二丁目の1筆は畑で、タマネギ等が作付けされている状況で、いずれも良好に管理されておりました。譲受人なんですけども、専業農家でございます、農機具とかいろいろ、トラクターとか田植え機とかそんなものはすべて所有されている方でございます。

譲受人の本拠地は飛島村というところなんですけれども、現在所有する農地の、飛島村、弥富市、あま市農業委員会に営農状況を確認したところ、いずれの農地も適正に管理されているとのことでした。権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。また、面談において農地取得後は、近隣の営農者と調整を取り、営農をすることと、水廻り等にも積極的に参加し、地域と一体となって営農することを確認しました。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

続きまして、受付番号4-3ですが、先ほどの受付番号4-2の譲受人と同一の方でございます、所在の港区小川一丁目始め2筆は田で、田植え後の状況で、良好に管理されておりました。譲受人は両方ともきちっと続けていくということですので、何ら問題はないと思いますので、よろしくご審議のほどをお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

横井（慎）
委員

ちょっと教えてほしいんですが、3-1 中川区福島一丁目の田、1,200 平米なんですけど、田んぼは1筆と書いてあるけど、合計だと2筆。これどういうことですか。ちょっと教えてほしいです。

農政係長

事務局でございます。申し訳ございません。ご指摘のとおり、こちらの合計2筆と書いてございますが、これは1筆の間違

	いでございます。大変申し訳ございません。修正をよろしくお 願いしたいと思います。申し訳ございませんでした。
議長（会長）	その他、ございますか。 他にないようです。それでは、第 39 号議案の案件について は、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 39 号議案の案件は、許可することと いたします。 次に、第 40 号議案、農地法第 4 条の規定による許可申請に ついて審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番 号 3-1 について、11 番、横井委員、お願いいたします。
横井（昭） 委員	受付番号 3-1 につきまして、5 月 10 日に安井委員と事務局 職員とで現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。 本件は、農地区分が白地の 3 種農地について、駐車場への転 用許可申請があったものです。 申請地はこれまで畑として管理されておりましたが、周辺企 業からの要請により、整地をして駐車場として利用したい旨希 望され、本申請に至りました。 申請地の中川区水里五丁目の 1 筆の畑は、現在ジャガイモ、 ネギ、ブロッコリーなどが作付けされており良好に管理されて いました。 周囲の状況は、北側、東側、西側は宅地、南側は道路となっ

ています。

また、富田町土地改良区の意見書があることや、申請人側に必要な資力、信用があることから、当該事業の遂行には問題がないものと考えられます。施行にあたっては、被害防除に配慮するとのことでした。

以上の事から、許可することについて問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 について、15 番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）
委員

受付番号 4-1 につきまして、竹川推進委員さんと事務局職員で、5 月 9 日に調査した結果を報告します。

所有者は、申請地を相続した際、本来農地として耕作すべきところを、駐車場として利用されていきました。当時より、許可を受けずに利用していたことが判明し、この度追認申請に至ったものです。

申請に係る農地、港区新茶屋五丁目の 1 筆は全体で 1,643 平米あり、農地区分が 3 種農地の田で、そのうち現在、1,047 平米が雑種地となっており、駐車場として利用されています。残りの部分は、畑として利用されています。駐車場部分について、分筆を予定しており、その部分の転用許可を追認で願い出たものです。そのため、始末書を提出してもらい、現地調査の前に、貸出人本人との面談を行いました。当該農地は、50 年以上前には畑となっており、平成に入り除草等が追い付かないために砂利敷きにしたとのことでした。転用後、長期間時間が経過し、周辺の住民の利用も多く、駐車場がなくなることでの周囲への影響も大きくなっております。

申請地の周囲の状況は、東側は宅地及び畑、西側及び北側は

道路、南側は宅地と南陽第三保育園であり、周辺農地への被害防除には配慮するとのこと。

また、茶屋後土地改良区の意見書・排水同意書があり当該転用事業は土地改良事業に支障がないものと考えられます。

以上、調査の結果、追認で許可をするについて、やむをえないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 40 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 40 号議案の案件は許可することといたします。

次に、第 41 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-1 について、11 番、横井委員、お願いいたします。

横井（昭）委員 受付番号 3-1 の農地につきまして、5 月 10 日に安井委員と事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。

本件は、賃借人が自家用自動車及び事業用自動車の駐車場にする目的で、農地区分が白地の第 3 種農地の賃借権設定を行うものです。

賃借人は、現状遠隔地で賃貸している駐車場が手狭になったため、自宅近くで自家用自動車及び事業用自動車の駐車場を探していたところ、自宅敷地に隣接する申請地について、賃貸人との間で話がまとまり、今回の申請に至りました。細長い土地ですので、現状予定されている建築業で使用する大型の車等8台が駐車できる限度かと思われます。

申請地の中川区富永三丁目の1筆の畑は、耕作準備中であり一部ミカンが作付けされており、良好に管理されていました。

周辺の状況は、北側は道路、東側及び西側は宅地、南側は畑に接しております。

また、富田町土地改良区の意見書、排水権利者の同意書があることや、賃借人に資金調達の見込みがあることから、当該転用事業が確実に遂行されるものと考えられます。

以上、許可することに問題はないと考えておりますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号4-1について、15番、安井委員、お願いいたします。

安井（勝）
委員

受付番号4-1につきまして、竹川推進委員さんと事務局職員とで、5月9日に調査した結果を報告します。

一時転用の内容は、耐震工事を行うため名古屋市南陽第三保育園仮設園舎建築に要する資材置き場や、工事の方が休憩するためのプレハブを建てたりして使いたいとのことで、隣接地で現在休耕中の港区新茶屋五丁目の1筆の畑に設置するものです。

申請地は3種の白地であり、当該施設は、仮設構造物で、他に適当な土地がなく、利用許可期限後は、農地に復元する旨を

	確認しております。 また、茶屋新田土地改良区の同意書があることや、借受人は、名古屋市長であること、開発許可に関しては必要ない旨を確認していることから、当該事業が確実に遂行されるものと考えられます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 41 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 41 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 42 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-1 の農地について、阪野文明委員と事務局職員で、5 月 8 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1 願い出の農地の、名東区大針二丁目の 1 筆には、タマネギ、梅などが、栽培されており、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。

	以上につきまして、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 42 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 42 号議案の案件は証明いたします。 次に、第 43 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 から 1-4 について、5 番、阪野委員、お願いいたします。
阪野委員	受付番号 1-1 から 1-4 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、5 月 8 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1、天白区境根町の 6 筆は、一体で、馬鈴薯やスイートコーンが、境根町の 3 筆は一体で、スイートコーンが、笹原町の 2 筆は農業体験農園として利用されており一体で、馬鈴薯やスイートコーンなどの野菜が、菅田三丁目の 1 筆には、柿が、菅田三丁目の 2 筆には一体で、ナスやスイートコーンなどの野菜が栽培されているほか、苗場としても使用されております。菅田三丁目の 1 筆には、ミカンが、天白区天白町大字野並字稻田の 1 筆には、カボチャやジャガイモ、芋が、同 1 筆には、タマネギやカボチャなどが、同 1 筆には、ミカン、柿などが栽培されていきました。いずれも肥培管理良好でした。

受付番号 1-2、天白区植田山三丁目の 1 筆には、柿が、天白区植田山四丁目の 2 筆には一体で、ミカンその他、スイートコーンが、天白区鴻の巣二丁目の 2 筆には一体で、ミカンが栽培されていました。いずれも肥培管理良好です。

受付番号 1-3、天白区鴻の巣一丁目の 1 筆には、ミカンが栽培されていました。

受付番号 1-4、天白区天白町大字野並字稻田の 1 筆には、タマネギなどの野菜が栽培されていました。

これらの農地は良好に肥培管理されており、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 1-5 について、2 番、成田委員、お願いいたします。

成田委員 受付番号 1-5 の農地について、小寫盛夫委員と事務局職員で、5 月 8 日に、現地調査した結果を報告します。

受付番号 1-5、緑区大清水四丁目の 2 筆は、一体で、ブドウが栽培されており、肥培管理良好でした。

これらの農地は良好に肥培管理されており、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長） ありがとうございます。次に、受付番号 1-6 及び 1-7 について、5 番、阪野委員、お願いいたします。

阪野委員	受付番号 1-6 から 1-7 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、5 月 8 日 に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-6、天白区鴻の巣二丁目の 1 筆には、柿が、受付番号 1-7、天白区池場三丁目の 1 筆には、梅が、同 1 筆には、梅が、天白区池場四丁目の 1 筆には、ミカンが、同 1 筆には、ミカンが、同 1 筆には、梅が、同 1 筆には、柿やミカン、ブルーベリーが、天白区島田二丁目の 1 筆には、甘薯が栽培されていました。 これらの農地は良好に肥培管理されており、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-8 について、3 番、原田委員、お願いいたします。
原田委員	受付番号 1-8 の農地について、森國晃委員と事務局職員で、5 月 9 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-8、緑区大高町字定納山の計 12 筆には、一体で、カボチャやトウモロコシなどが栽培されていました。大高台三丁目の 2 筆は、一体で、ビニールハウスが、設置され、作付けの準備中でした。 これらの農地は良好に肥培管理されており、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 ついて、20 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸） 委員	受付番号 2-1 の農地について、5 月 8 日に、石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。
	申請地は 6 筆あります。中村区日比津町 3 丁目の 1 筆と橋下町の 3 筆は田で、耕作準備中でした。諏訪町 1 丁目の 2 筆は畑で、トウモロコシ、トマトなどが作付けされていました。 いずれの農地も、願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-2 から 2-6 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-2 から 2-6 までの農地について、5 月 9 日に、箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。
	受付番号 2-2 と 2-3 の申請地の 2 筆は、共有の土地です。いずれも畑で、柿、ミカンなどが作付けされていました。
	受付番号 2-4 の申請地の 3 筆は田で、いずれも耕作準備中でした。
	受付番号 2-5 の申請地の 8 筆は畑で、守山区瀬古一丁目の 5 筆は耕作準備中、瀬古東一丁目の 3 筆は、タマネギ、ナスなどが作付けされていました。
	受付番号 2-6 の申請地の 3 筆は畑で、タマネギ、イチゴなどが作付けされていました。
	いずれの農地も、願出者が引き続き農業経営を行っているこ

	とを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-7 及び 2-8 について、21 番、大島委員、お願いいたします。
大島委員	受付番号 2-7 と 2-8 について、5 月 8 日に、川本委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 受付番号 2-7 の申請地の守山区桔梗平三丁目の 2 筆は田で、耕作準備中でした。 受付番号 2-8 の申請地は 3 筆あり、守山区桔梗平一丁目の 2 筆は畑で、トマト、トウモロコシなどが作付けされ、桔梗平三丁目の 1 筆は田で、耕作準備中でした。 いずれの農地も、願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-1 の農地につきまして、5 月 8 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-1 の富田町大字千音寺字西五反田の 4 筆の田は、耕作準備中であり、良好に管理されていきました。また富田町大字千音寺字猪ノ木始め 13 筆は、現在区画整理中につき作止め中でした。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	受付番号 3-2 の農地につきまして、5 月 10 日に事務局職員と現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-2 の榎津西町の 3 筆の田は、耕作準備中であり、良好に管理されていました。榎松町の 1 筆の畑にはジャガイモ、トマト、ナス、サトイモなどが作付けされており良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-3 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課 長	受付番号 3-3 の農地につきまして、5 月 8 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-3 の野田一丁目の 1 筆の畑には、ネギ、エンドウなどが作付けされており、良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-1 から 4-4 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-1 から 4-4 の農地につきまして、推進委員さんと事務局職員で、5 月 8 日に調査した結果を報告します。

受付番号 4-1 の 2 筆の田は、代かき前の状況で、4-2 の 11 筆のうち 4 筆の畑には、サツマイモ、ジャガイモ、ミカンなどが作付けされ、残りの 7 筆は田で良好に管理されていました。

また、4-3 の 5 筆のうち 1 筆の畑には、ジャガイモ、ニンニクなどが作付けされ、残り 4 筆は田で、代かき前の状況で、4-4 の 1 筆は、田で、良好に管理されておりました。

いずれの申請につきましても、事務局において、申請時に申出人が耕作に従事していることを確認しており、引き続き農業経営されていることを確認しました。

調査の結果、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 43 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 43 号議案の案件は証明いたします。

次に、第 44 号議案、相続税の納税猶予に関する適格者証明について審議を行います。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 について、17 番、森委員、お願いいたします。

森委員

受付番号 1-1 の農地について、原田晴充委員と事務局職員で、5 月 9 日に、現地調査した結果を報告します。

願い出の、南区明円町の 1 筆は、昨年亡くなられた被相続人の子が、引き続き農業経営を続けられると申し出られました。

願い出の農地につきましては、特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づく農家開設型市民農園として適正に管理されていました。

また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。

以上のことから、相続税の納税猶予の適格者とするに、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、23 番、安井委員、お願いいたします。

安井（正）
委員

受付番号 3-1 につきまして、5 月 10 日に事務局職員と現地調査をしましたので、結果をご報告いたします。

被相続人が亡くなられ、その相続人が申請の農地を相続されて、引き続き農業経営を行うと申されております。

申請地、中川区一色新町三丁目の 1 筆の畑は、エダマメが、江松三丁目の 3 筆の畑は一体として利用されエダマメが耕作されており、全て良好に管理されていました。

このことから、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 44 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。

委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 44 号議案の案件は証明いたします。 次に、第45号議案「生産緑地の追加指定に係る生産緑地法施行規則第1条の規定による意見聴取」について審議を行います。 はじめに、生産緑地地区の指定及び審議のポイントについて簡単にご説明いたします。 生産緑地の指定にあたっては主に3つの場合があります。 一つ目として、農地が既存の生産緑地に隣接し、一団を拡張し、指定する場合。 二つ目として、拠点市街地及び駅そば市街地の区域外において300平米以上の一団の農地を新たに生産緑地として指定する場合。 なお、拠点市街地及び駅そば市街地の区域とは、鉄道駅等から800メートル、基幹バス路線等から500メートルと名古屋市都市計画マスタープラン2030で定義されております。 三つ目として、前述した拠点市街地及び駅そば市街地の区域内において防災協力農地に登録された300平米以上の一団の農地を新たに生産緑地と指定する場合。 次に審議のポイントについてです。本議案は、生産緑地法施行規則第1条の規定により、生産緑地地区の指定について申し出があった土地が、農地等に該当しているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。 審議では、それぞれの土地について、すでに作付け等の実績があり、良好に管理された農地等に該当しているかどうかを判断することとなります。

	配付資料①として、現地の写真をお配りしていますので、合わせてご覧ください。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-1 及び 1-2 について、2 番、成田委員、お願いいたします。 受付番号 1-1 から 1-2 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で 5 月 8 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-1、緑区亀が洞一丁目の 3 筆は、一体でブドウが栽培され、鳴海町字神ノ倉の 3 筆は、竹林として管理されており、同 1 筆は、タマネギなどが栽培されていました。 藤塚三丁目の 2 筆は、一体で水稻の作付準備中で、既存の団地と隣接しています。 受付番号 1-2、緑区鶴が沢二丁目の 1 筆は、タマネギや馬鈴薯が栽培されていました。 いずれも今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われます。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
成田委員	
議長（会長）	ありがとうございます。次に、受付番号 1-3 及び 1-4 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-3 の農地について、阪野文明委員と事務局職員で 4 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-3、名東区貴船一丁目の 1 筆は、令和 5 年 3 月の農業委員会の総会にて特定農地貸付けの承認を受け、運営受託

	者なごや農業協同組合により市民農園として募集が開始されています。耕作準備中ではありましたが今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われます。 また、受付番号 1-4 の農地につきましては、阪野文明委員と事務局職員で 5 月 8 日に、現地調査いたしました。 天白区境根町の 3 筆は、スイートコーンなどが栽培され、良好に管理されています。既存の団地と隣接しています。今後、生産緑地として十分保全が見込まれると思われます。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-1 について、6 番、石田委員、お願いいたします。
石田委員	受付番号 2-1 の農地について、4 月 5 日に、木村委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地の、西区上橋町の 1 筆は畑で、タマネギ、はっさくが作付けされていました。 畑として良好に管理されており、今後生産緑地として十分な保全管理が見込まれ、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-1 について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	受付番号 3-1 について、5 月 8 日に担当の委員さんと事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告します。 申請地である中川区大塩町 3 丁目の 1 筆の畑は、大根、白菜

	などが作付けされており、良好に管理されておりました。 今後とも生産緑地として十分な管理が見込まれると思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-2 から 3-4 について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	受付番号 3-2 から 3-4 について、5 月 10 日に事務局職員と現地調査しましたので、結果をご報告します。 受付番号 3-2 の申請地である中川区江松四丁目の 3 筆の畑は、エダマメ、レタスなどが作付けされており、良好に管理されておりました。 受付番号 3-3 の申請地である中川区東かの里町の 1 筆の田は、耕作準備中で、良好に管理されておりました。 受付番号 3-4 の申請地である中川区かの里二丁目の 1 筆の畑は、ネギ、タマネギ、キュウリ、インゲン、レタスなどが作付けされており、良好に管理されておりました。 以上 3 件について今後とも生産緑地として十分な管理が見込まれると思われますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
横井（慎） 委員	すいません、私だけかもしれませんが、45 号議案の生産緑地の規則なんですけど、第 1 条の規定、これは相当あるんですか。なぜ、ここでポトポト言われただけでは、どうも私は納得いかないんですが。まだ、コピーか何かで、第 1 の規定は添付されないんですか。ちょっとそれを聞きたいです。

議長（会長）	1 と 2 と 3 のことですね。
横井（慎） 委員	はい。
議長（会長） 農政係長	これだいぶ前に資料でいただいたような気がしますれど。 事務局です。先ほど会長から 3 点、生産緑地としての要件を説明させていただいたんですけれども、こちらは特に法律 1 条ということではなくて、指定の条件を述べさせていただいておりました。1 条の規定につきましては、先ほどの生産緑地の農地がそういった要件に該当してるかどうかを農業委員会で、意見聴取をするようにといった文言が書いてあるだけでございます。大変申し訳ございません。
横井（慎） 委員	そんな単純なことをなぜ報告しないのです。何もそう難しいことがなけりゃ、1 枚添付されてもいいと思うんですけど。知ってる知ってるって、そんなことだったら全部知ってるでそれで通っちゃいますがね、いろんなことが。ちょっと意見聴取だでもいいわっていう、そういう安易な考えでいいんですか。
農政係長	申し訳ございません。一応、名古屋市としての基準が、先ほど言われました、一団の拡張の話ですとか、300 平米の要件等がありまして、その要件に合致する農地であるかどうかを農業委員会で諮るようにと書いてございます。そのための審議をお願いしてるところでございます。申し訳ございませんでした。
議長（会長）	よろしいでしょうか。
横井（慎） 委員	いや、どうのこうのじゃなくて、それは納得いかないもので、書面に出せないかどうか聞いとるんですよ。ただ、口頭だけであれば、今言うように意見聴取だったら定番にせんとして、そのまま口頭だけでいいじゃないですか。

農政課長	意見聴取を含め皆様方に判断いただくものを、書面にて準備しておくべきってというのがご指摘なのかなと理解したんですが、そういったことでよろしかったでしょうか。 今後、こういったことを意見として聴取する場合には、そういった資料を事前にご準備して、皆様方のお手元に配付するようにさせていただきますので、ご了承いただけますでしょうか。よろしくお願いします。
議長（会長）	では、今後ともよろしくお願いいたします。よろしいでしょうか、横井委員。
横井（愼） 委員	はい。
議長（会長）	他にございませんか。 他にないようです。それでは、第 45 号議案について、農地等に該当すると回答してよろしいか、お諮りします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 45 号議案について、農地等に該当すると名古屋市長あて回答します。 次に、第46号議案「特定生産緑地の指定に係る意見聴取」について審議を行います。 それでは、特定生産緑地の指定及び審議のポイントについて簡単にご説明いたします。 はじめに特定生産緑地の指定についてです。生産緑地が適正に管理されていくことによって、その指定から30年経過後においても、良好な都市環境の形成を図る上で有効であると認められるものは、特定生産緑地として指定することができます。指定の期間は10年となります。

次に審議のポイントについてです。本議案は、特定生産緑地の指定について申出があった土地が、農地等として適正に管理されているかどうかについて、名古屋市長より農業委員会に対して意見の聴取があったものです。

したがって、審議では、それぞれの生産緑地について、作付け等の実績があり、良好に管理されているかどうかを判断することとなります。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。東部・緑地区について、1 番、小畠委員、お願いいたします。

小畠委員

東部・緑地区における、担当委員さん及び事務局職員による調査の結果を報告します。

議案資料 20 ページに 1-1 の名東区分及び 1-2 の天白区分について、お示ししています。

それぞれの案件の「利用状況」欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として、良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。次に、西部・守山地区について、6 番、石田委員、お願いいたします。

石田委員

西部・守山地区で特定生産緑地の申出のあった農地について、担当委員と事務局職員とで調査した結果を、代表して報告します。

受付番号 2-1 から 2-6 まで「利用状況」の欄に記載のあるとおり、状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。

	何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、中川地区について、中川農政課長、お願いいたします。
中川農政課長	中川地区における、担当委員及び事務局職員による調査の結果を報告します。資料は 20 ページの受付番号 3-1 から、21 ページの受付番号 3-4 までの 4 筆でございます。 それぞれの案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でした。よろしくご審議のほどお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、港地区について、14 番、野間委員、お願いいたします。
野間委員	受付番号 4-1 及び 4-2 について、安井委員及び事務局職員による調査の結果を報告いたします。 港区における申し出地については、案件の「利用状況」の欄に記載のあるとおり、状況を確認しており、いずれも現に農地として良好に管理された生産緑地であると言える状況でありました。 今後とも特定生産緑地として保全が見込まれるので、特に問題はないと考えます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 46 号議案について、お諮

	りします。 すべての案件について、農地等として適正に管理されていると回答してよろしいか、お諮りします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 46 号議案は、すべての案件について農地等として適正に管理されていると名古屋市長あて回答します。 次に、第 47 号議案、農用地利用集積計画の決定について審議を行います。こちらは、利用権設定の案件となります。 審議のポイントとして、配付資料②、③をお配りしておりますのでご覧ください。 それでは、23 ページの農地利利用集積計画案の第 2 号について、23 番、安井委員、お願いいたします。
安井（正） 委員	農用地利用集積計画案の令和 5 年度第 2 号の農地につきまして、5 月 10 日に事務局職員と面談を行いましたので、結果をご報告いたします。 本件は、新規就農希望者が農地を借り受け、野菜を作付けしたいと希望され、所有者との間で合意に至り、使用貸借権による 3 年間の利用権設定の申請がされたものです。 申請地である中川区水里四丁目の 1 筆の畑は、サトイモが作付けされている状態でした。 申請者は名古屋で 3 年ほど市民農園を利用してキャベツ、カボチャなどを栽培するなどした後、南知多、一宮、桑名でサトイモ、シソ、ニンニクなどを栽培するなど経験を積んでしまし

た。そんな中、名古屋で農地を探す中で本申請に至ったとのことでした。また、申請地においては、エダマメ、シソ、サツマイモなどを作付け予定とのことでした。車で5分程度のところに住んでおり水の管理等も問題なく、これらの内容から、申請者は申し出の農地を効率的に利用する意欲ある者と思われます。

設定する利用権は、使用貸借権であり、配付資料②に記載のとおり、名古屋市の定める「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」に適合しております。

以上のことから、この利用権設定により、農地の有効利用につながるものと考えますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（会長） ありがとうございます。次に、24 ページの農地利用集積計画案の第3号について、13番、清水委員、お願いいたします。

清水委員 令和5年度第3号の農地利用集積計画につきまして、5月8日に、服部推進委員さんと事務局職員で、調査した結果をご報告します。

本件は、借受人が、農地の使用貸借権を設定したいと申し出されたものです。

申し出の農地は、港区西福田五丁目の1筆は畑で、面積は500平米です。農地の現状は、耕作準備中の状況でした。

借受人は、所有者に対し、申請地の借り受けの希望をされ、双方の合意が得られたので、今回の申請にいたったものです。

借受人は、申し出の農地を効率的に利用する、意欲ある者と思われます。東浦町で営農している農地につきましても、適正に利用されている旨、東浦町農業委員会から報告を受けています。利用権の設定がされたあとも、継続的な営農を行い、農用

地の経営基盤強化につなげていくと見込まれます。

以上、調査の結果、問題はないと思われますので、よろしくご審議のほど、お願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただ今ご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

ないようです。

それではここで、第 47 号議案の議決の案を読み上げさせていただきます。22 ページをご覧ください。

農用地利用集積計画の決定について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 56 号）附則第 5 条第 1 項および同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号。以下「旧法」という。）第 18 条第 1 項の規定により、名古屋市が農用地利用集積計画（以下「計画」という。）を定めるにあたり、名古屋市長から「農用地利用集積計画（案）の作成について（依頼）」により依頼があったことについては、名古屋市が作成した案のとおり定めることにつき差し支えない旨、決定する。

理由としましては、当該計画において利用権の設定を受ける者は、旧法第 18 条第 3 項に掲げる要件の全てを備えることとなると認められるため、です。

それでは、第 47 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 47 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 48 号議案、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について審議を行います。

本議案は、生産緑地の貸借を行う法律である都市農地貸借法第 4 条第 3 項の規定により、事業計画の決定について名古屋市長より農業委員会に対して審議依頼のあったものです。

審議のポイントとしましては、配付資料④をご覧ください。こちらの表の左側が、都市農地貸借法第 4 条第 3 項 1 号から 6 号の基準となります。表の右側の事業計画の内容が、この基準に合致しているか否かで、その妥当性を判断することとなります。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。第 48 号議案について 4 番、近藤委員、お願いいたします。

近藤委員

本件につきまして、阪野文明委員と事務局職員とで、申請者との面談及び現地調査を行いましたので、その結果を報告します。

本件は、借受人が、所有者との間で、使用貸借の合意に至ったため、申請がなされたものです。

借受人はチャレンジファーマーカレッジ修了者で新規就農のため、農地バンクを利用して自宅から近隣の農地を探し申請地を選択いたしました。

申請地は、天白区植田東二丁目の 1 筆、対象面積 943 平米で、地目は全て畑、現在、梅畑及び柿畑と耕作準備中となっています。

お手元の配付資料④をご覧ください。この表の右側に事業計

画の内容が記載されています。

まず初めに、上の表ですが、第1号の「1」については、項目「1イ」に該当します。

耕作計画では、梅の収穫の他、パセリ、えび芋などの野菜を栽培し、1年目から収穫と販売を予定しており、収穫量のおおむね7割以上を、名東区の自宅兼店舗の軒先や名東区の西山商店街に月1回程度出店し、販売する予定です。また、契約農家として飲食店への直接販売を予定しています。

第1号の「2」につきましては、所有者と借人が協力し、周辺住民からの相談・苦情受付対応を行う予定です。

次に、下の表です。

第2号については、農地の美化管理を貸人と協力して行うとしています。

第3号について、申請者が現在耕作に供している農地はありませんが、今回借り受ける農地については、耕作計画のとおり、全てを効率的に利用できるの見込まれます。

第4号については、「使用貸借契約書において、適正管理されていない場合、契約の解除ができる」旨の記載がされております。

第5号につきましては、野菜残渣を放置しない等、獣害被害対策を協力して行うとしています。

以上、必要な要件全てを満たすことから、申請のとおり、事業計画を決定することについて、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただ今ご報告いただきましたが、

	何かご意見はございますか。
横井（慎） 委員	ちょっと気が付いたことだけです。事業計画の対応ずーっと読まれたんですけど、氏名・住所。氏名はいいんですけど住所が海部郡ですか、これ。名東区しかなってれせん。これは、名古屋市だとは思ってるんですけど当然、なぜこういう所で見落とすか、わざわざ抜けとるか。なぜそれくらい入れれないか、ちょっと聞きたいです。
農政係長	質問の内容としまして、例えば 31 ページにございます、事業計画の概要のところ、1 番のご住所の名東区の前に名古屋市と入ってたほうがいいということでしょうか。
横井（慎） 委員	そう。当然これ住所なもので、名古屋市が抜けてこれ書類になるんですか。みんなでお尋ねしてやってるのに、なぜこれ言えないか。住所の印鑑証明、住民票取っても、名古屋市は抜いてるんですか。
農政係長	その辺りは見直しはさせていただきます。確かに農用地利用集積の計画は名古屋市と入ってございますので、こちらの円滑化につきましても、同じように名古屋市と入れるのが妥当かなと思いますので、次回からはそのように修正させていただきます。申し訳ございませんでした。
議長（会長）	他にございますか。 他にないようです。それではここで、第 48 号議案の議決の案を読み上げます。30 ページをご覧ください。 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第 4 条第 3 項の決定について 都市農地の貸借の円滑化に関する法律（平成 30 年法律第 68 号）第 4 条第 3 項の規定により、名古屋市が事業計画の認定をするにあたり、名古屋市長から「都市農地の貸借の円滑化に関

	する法律第 4 条第 3 項の決定について(依頼)」により依頼があったことについては、申請のあった事業計画の通り決定する。 理由としましては、当該計画は、第 4 条第 3 項に掲げる必要要件の全てを満たすことが認められるため、です。 それでは、第 48 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 48 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答します。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 5 年 4 月 1 日から令和 5 年 5 月 1 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 8 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 12 件 続いて、9 ページから 18 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 30 件 続いて、19 ページから 49 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係

るものが 90 件

続いて、50 ページから 52 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち賃借権設定に係るものが 6 件

続いて、53 ページから 54 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条転用届出のうち使用賃借権設定に係るものが 6 件

続いて、55 ページですが、農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知が 1 件

続いて、56 ページから 57 ページにかけまして、引き続き特定貸付けを行っている旨の証明願が 4 件

続いて、58 ページですが、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が 1 件

続いて、59 ページですが、転用届出に係る取消願が 1 件

続いて、60 ページですが、転用届出に係る訂正願が 1 件

続いて、61 ページですが、農地の転用事実に関する照会が 1 件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただ今の報告で、何かご質問等はございますか。

横井（慎）
委員

もう一つだけ聞いていい、配付資料①、第 45 号議案の参考資料があるんですけど、これの説明いうのは全然なかったんですけど。これ資料あって、そういうことあるんですか。ちょっとだけ聞きたいです。

議長（会長）

配付資料①を見てくださってということで、私申し上げまし

	たけれど。それを見て議案を進めてまいりましたけれど。
横井（愼） 委員 議長（会長）	ああ、そんなら聞き間違いか。 よろしいでしょうか。 報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。
農政係長	事務局でございます。次期の農業委員及び推進委員のみなさまの件につきまして、報告をさせていただきます。 推薦及び応募に付きまして、候補者選定にかかる評価会議を経まして、候補者の方が今回決定いたしました。 農業委員につきましては、農業委員会法等の定めによりまして、6月の名古屋市会に同意案件として、提出をさせていただきます。同意いただけましたら9月に任命させていただく予定となっております。 推進委員の方につきましても、合わせて9月に農業委員会から委嘱をさせていただく予定となっております。 本日以降ですけれども、推薦、応募いただいた方々、候補者となられた方につきまして、郵送でお知らせをさせていただく予定となっておりますので、その旨お知らせさせていただきます。以上でございます。
議長（会長）	その他、何かありますでしょうか。 特にないようです。

	それでは、以上をもちまして、令和５年第５回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--	---

閉会（午後３時２５分）